

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定例監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年11月7日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査の対象

教育総務課の平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

2. 監査の期間

平成29年10月10日から平成29年10月18日まで

3. 監査の方法

監査対象課等に監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取することにより監査を実施した。

4. 監査の結果

提出された資料等に基づき、関係諸帳簿を照合確認したところ、計数的に正確であると認めた。また、業務の執行についても概ね妥当であった。
ただし、次の事項については改善措置が必要と認められる。

○備品管理台帳について、平成23年度以前に購入したスクールバス等の備品の記載がないため、台帳整備に基づく適正な財産管理に努めること。また、各学校の備品管理についても、毎年度、備品管理台帳と現物の照合・確認を行うよう適正な事務指導に努めること。